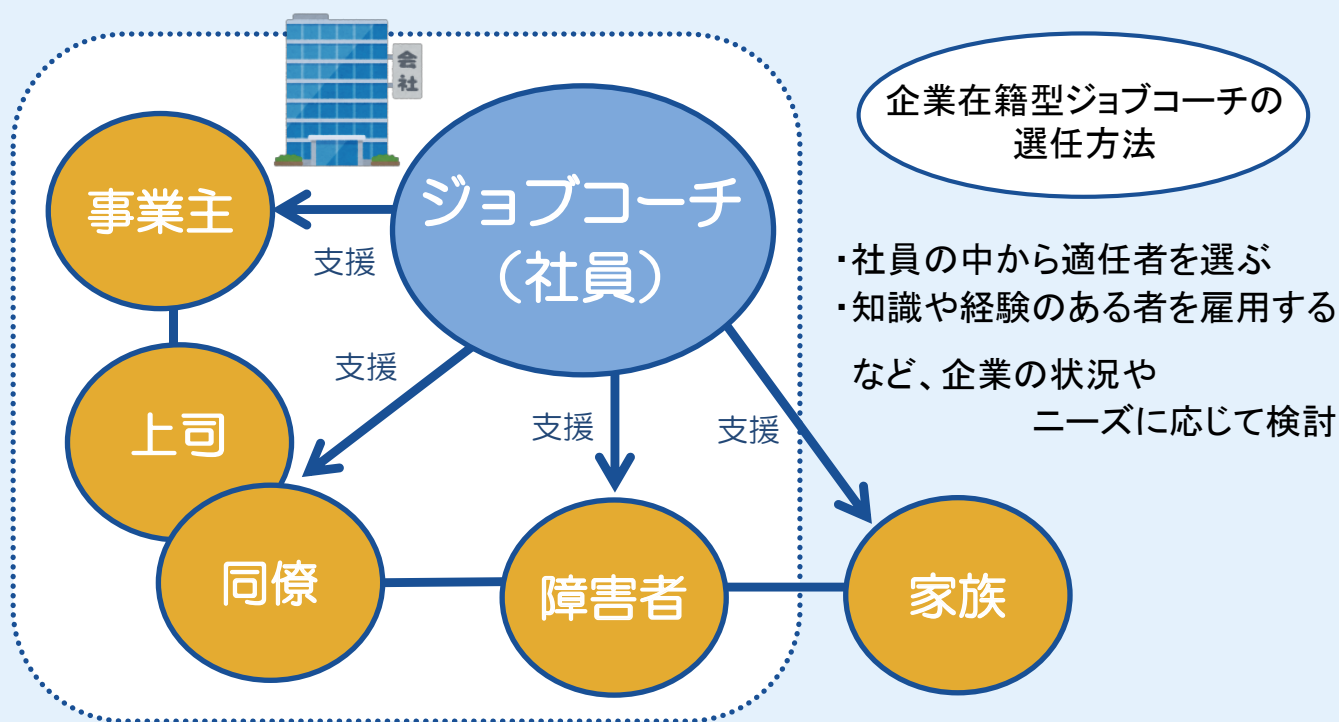


企業のご担当者さまへ

「企業在籍型ジョブコーチ」 活用ガイド ～障害者雇用のために～

企業在籍型ジョブコーチとは？

障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。
企業在籍型ジョブコーチ養成研修を修了した社員が、障害者の職場適応のための様々な支援を行います。
企業の障害者雇用の取組として活用されています。



企業在籍型ジョブコーチは、障害のある社員、同僚や上司、事業主、家族に対して支援を行う「社員」です。

このリーフレットは、全国で活躍する企業在籍型ジョブコーチ及び企業の管理職にアンケートとヒアリングを実施して作成しました。

ぜひご活用ください。

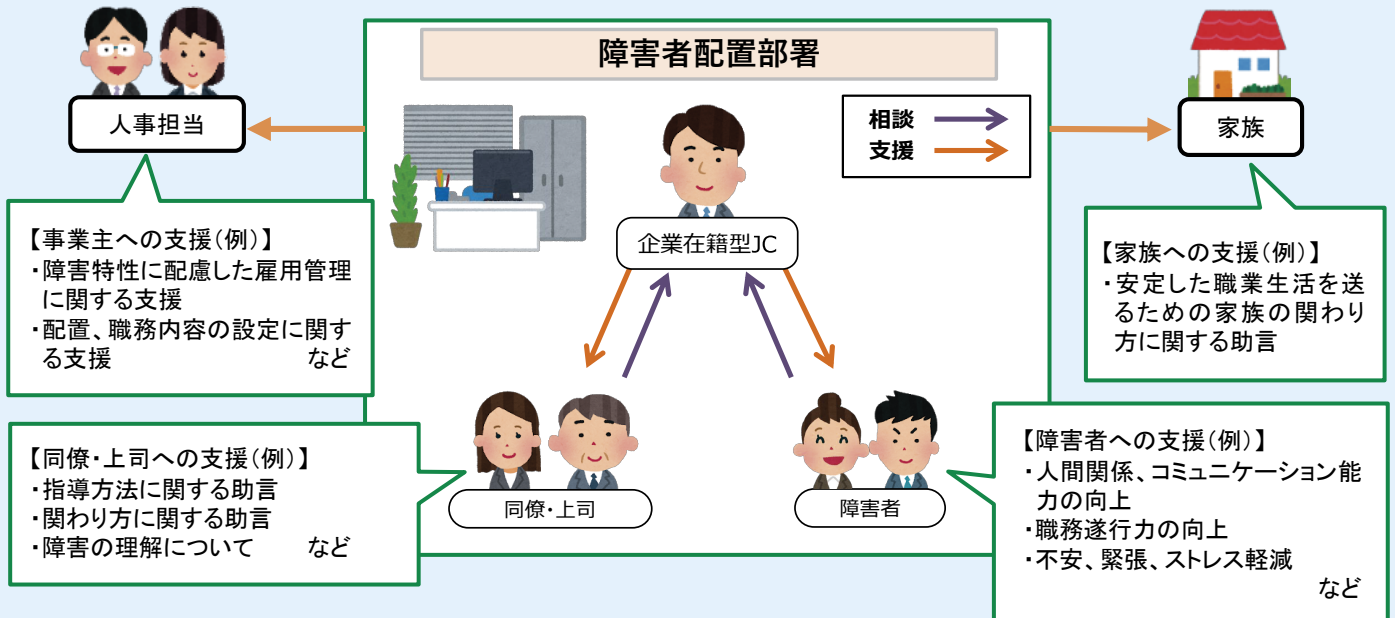


独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
障害者職業総合センター

企業在籍型ジョブコーチの役割は？

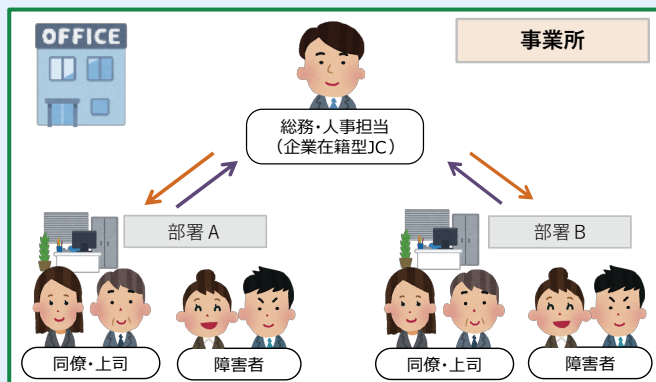


障害のある社員が職場適応できるよう、障害のある社員、同僚、上司、事業主、家族への支援を行います。



上記ジョブコーチ支援の他に、他の業務を兼務しているジョブコーチは、知識や経験を生かし、下記のような障害者雇用関係業務を担当しているケースもあります。

(例) 社内の相談窓口、調整役を担当



【例】総務・人事等に所属し各部署を支援

- ・社内の複数部署における、障害者や同僚、上司からの相談に対応
- ・相談内容によっては、必要な部署との調整や外部の支援機関と連携、調整
- ・障害者雇用の社内啓発(社員研修等)

※各部署の障害者支援担当へのスーパーバイズ(指導・助言)を行うこともある

(例) 企業全体の障害者雇用関係業務を担当



【例】本社の総務・人事等に所属し、企業全体の障害者雇用や職場定借を推進

- ・障害者雇用の企画、広報、採用業務
- ・障害者雇用の社内啓発(社員研修等)
- ・各事業所へのフォローアップ

※各部署の障害者支援担当へのスーパーバイズ(指導・助言)を行うこともある

★企業在籍型ジョブコーチは企業のニーズに応じた活動をしています。
★「専門的な知識・経験」+「社内外の連携体制」が必要です。

企業在籍型ジョブコーチの現状は？

障害者職業総合センター調査研究報告書No.152「企業在籍型職場適応援助者（企業在籍型ジョブコーチ）による支援の効果及び支援事例に関する調査研究」アンケート調査結果より
回答事業所248事業所、回答ジョブコーチ570名

企業在籍型ジョブコーチが活動する「事業所」に聞きました（上位5位）

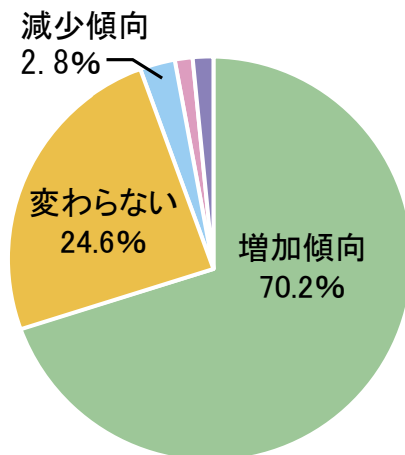
ジョブコーチを配置した理由は？

- ①障害者の職場定着支援を強化するため
- ②積極的に障害者雇用を推進するため
- ③障害者配置部署の支援者として
- ④精神・発達障害者を雇用するため
- ⑤社内をよく知る人材の支援が必要であるため

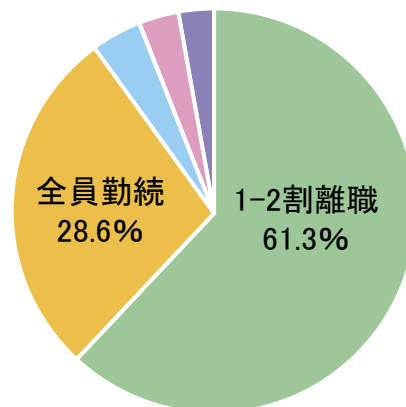
ジョブコーチ配置の効果は？

- ①障害者の職場適応がスムーズになった
- ②障害者の職場定着が改善した
- ③外部支援機関との連携が円滑になった
- ④障害者の雇用管理体制が充実した
- ⑤障害者の体調不良を早期に把握できるようになった

障害者雇用数の増減は？



過去3年の障害者の定着状況は？



「企業在籍型ジョブコーチ」に聞きました（上位5位）

頻度の多い支援内容は？

- ①人間関係や職場内コミュニケーション
- ②職務遂行
- ③不安、緊張感、ストレスの軽減
- ④職務内容の調整（仕事量・就業時間）
- ⑤基本的労働習慣

ジョブコーチの支援活動が役に立っていることは？

- ①障害者の相談対応
- ②会社の障害者雇用推進
- ③社員の障害特性理解促進
- ④障害者の離職防止
- ⑤社員の心理的不安軽減

本調査研究では、アンケート協力事業所等、企業在籍型ジョブコーチが活躍する事業所を対象としたヒアリング調査を行い、活躍事例を「企業在籍型ジョブコーチ活用好事例集」にとりまとめましたので、ぜひご活用ください。

★企業在籍型ジョブコーチとして活動するには？
★活動の内容によって、助成金が支給されます。



裏面を
ご覧ください



企業在籍型職場適応援助者（企業在籍型ジョブコーチ）になるには？

企業内で企業在籍型職場適応援助者として活動するためには、障害特性の理解や支援技術等を習得するために「企業
在籍型職場適応援助者養成研修」を受講する必要があります。

講義中心の座学研修と演習やケーススタディを中心とした実技研修を行います。

企業在籍型職場適応援助者の養成研修は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構のほか、厚生労働大臣が定める研
修を行う民間の研修機関において実施しています。

研修実施機関		開催地域 ※3
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ※1 障害者職業総合センター職業リハビリテーション部		千葉・大阪
民間の 研修機 関 ※2	（NPO）ジョブコーチ・ネットワーク	新潟・東京・大阪
	（NPO）大阪障害者雇用支援ネットワーク	大阪
	（NPO）くらしえん・しごとえん	静岡・岐阜・愛知
	（NPO）なよろ地方職親会	北海道
	（社福）南高愛隣会	長崎
	（学）大妻学院（対象：大妻女子大学の在学学生）	東京

※1 開催地域での座学中心の集合研修に加えて、実技研修は各都道府県の地域障害者職業センターにて実施します。

※2 民間の養成研修機関の研修は有料になりますが、一定の要件を満たせば、障害者雇用安定助成金（障害者
職場適応援助コース）により、受講費の半額補助を受けることができます。

※3 令和元年度の実績です。
詳しくはURLをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06a.html

◎養成研修受講についての問い合わせ：各研修実施機関



障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）を受給するには？

事業主が、対象労働者の職場適応のために、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業セン
ターが作成または承認する支援計画で必要と認められたジョブコーチ支援を、企業に在籍型職場適応援助者に行わせた場
合に支給します。支給額は①と②の合計となります。

①対象労働者1人あたりの月額（下表）に、支援計画に基づく支援を行った月数を掛けた額（最大6か月）

対象労働者		支給額（1人あたり月額）※企業規模によって異なります。			
精神障害者	短時間労働者以外の者	中小企業	12万円	中小企業以外	9万円
	短時間労働者	中小企業	6万円	中小企業以外	5万円
精神障害者以外	短時間労働者以外の者	中小企業	8万円	中小企業以外	6万円
	短時間労働者	中小企業	4万円	中小企業以外	3万円

② 企業に在籍型職場適応援助者養成研修の受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、
初めての支援を実施した場合に、その受講料の1/2の額

詳しくはURLをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158630.html>



障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コースのうち「職場支援員の配置」 にかかる助成）を受給するには？

業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を①雇用、②業務委託または③委嘱のいずれかの方法で配置した場
合に助成します。「企業に在籍型職場適応援助者養成研修修了者」は、職場支援員の配置要件に該当します。

支給対象者	支給月額	支給対象期間	各支給対象期における支給額（最大）
短時間労働者以外の者	4万円 (3万円)	2年 (2年) ※精神障害者の場合3年	24万円×4期 (18万円×4期) ※精神障害者の場合6期
短時間労働者	2万円 (1.5万円)	2年 (2年) ※精神障害者の場合3年	12万円×4期 (9万円×4期) ※精神障害者の場合6期

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給額及び支給対象期間です。

詳しくはURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07078.html

◎助成金についての問い合わせ：都道府県労働局